

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係雑件（沖縄返還） 16

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43792</a>

五  
五  
四

条約課長

極秘  
無期限  
部の内  
部番号

安全保障課長

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

(総理訪米準備資料)

15 修正あり  
 沖縄復帰日について  
 (日米双方の業務上の内通書)  
 46. 12. 22  
 アメリカ局

1. 日米の一般的態度

従来より日本側は、1972年の4月1日早期に復帰を實現させたいとの考えから4月1日を希望し、(立法、行政、防衛政府の5つの面から)希望し、(他方、米側は、会計年度、移行時が不都合都合であるとの立場から7月1日を考えている。

2. 日本側の準備状況

(1) 日本側肉保課は、上記の方針に基づき4月1日復帰を想定し、諸般の準備と取進めを行い、(予算面では4月の降分と計上している。(他方、所要の立法措置は

7月1日は、これが4月1日復帰に支障なく終了するとの前提であること(1)についても(4月)。

(2) しかしながら、肉保課の復帰準備の業務面をとり、何かしらの問題はあること(4月1日復帰という至上命令がある場合にはこれに對する準備を迅速に進めたいとの姿勢を示すことが望ましい中にあること、防衛施設年肉保課のみは、業務問題として、いかにしても4月1日以前には所要の準備を完了させるべく状況下にあるとみられる。

(3) 防衛施設年肉保課は (1) 施設・区画の提供連絡と (2) 駐留軍従業員、肉保課への切替連絡については大別したが、別紙説明書にその準備は、(1)については概ね

6月1日復旧を前提とした場合には所要の準備(施設・区域に由来する日米間の細目調整)

土地所有者との契約、公用地等暫定使用法上の措置等)を完了して見込んでいる。現在

(D)については、7月1日復旧の場合でも業務上相当の困難を予想しており、これを1か月

早くして2月1日では更に困難が加わるとの、仮定の便法(経過措置の採用等)を用いて

2月1日、何とかこれを実行しようとしている。

(4) 米、防衛庁関係については、「又米・カ・新収取程」の関連で、復旧のあり方、いかに

に於ては、日米防衛当局間の若干の調整を要するところがあるが、本局的には復旧の自衛隊の配備問題

復旧の決定に直接影響を及ぼしている。

(5) 以上を総合して、日本側の復旧準備の視察から復旧日を考へて、概ね次の

如く考へられている。

(1) 4月1日復旧: 業務上不可能である。

(2) 5月1日復旧: 多大の困難がある。

(3) 6月1日復旧: 多少の問題はあるが、可能である。

(4) 7月1日復旧: 業務的には問題なし。

3. 米例の事情

(1) 米例は7月1日復帰の前提で諸般の準備の段取りと考えているが、特に、(1)那

霸空港のP3の移動、(2)復帰前開放の復元補償、(3)一部特殊部隊(USF等)の撤退、(4)那覇軍港海没地内退の解決、(5)復帰前開放

の復元員の手配に因りて全軍費との交渉、米例の処理に相当の時間を要するものか

多々あり、復帰日を早めることは出来ず、  
業務上もかかる困難に遭遇

(もともと前記(1)はP3空母基地  
2段に於て復帰後には互に  
相互に解決する) 互に解決する

(2) 他米例は7月1日復帰を前提として、  
多少早めることは考慮している

上述の事情に照らし、その早める程も  
も数回向かいし、その程度が限度  
であることが推察される。

極秘  
無期限  
部の内  
号

別紙

施設、区域の提供準備及び  
向格雇用への移行準備所要期間  
に7112 (P3経施設庁説明1-13)

46. 12. 23

アチカア

1. 施設、区域提供

(1) 一方は、T品定着済みには了解書

A表記載のP3に及ぶ諸般、用地を  
復帰に際し、施設、区域として米例に

提供する予定である。

(2) 具体的には経手続として12月1日の決定を

経たして復帰日に開演したる合同委員会  
に於て合意が行われたことである。

合同書に追加

(3) 提議合意文書作成に要する作業大要次とあり。

(1) 88施設・区域の境界確定  
(道路、水道、電力施設の区別作業、  
図面を作成するに最低2カ月半  
を要する)、従用条件、互換条件の  
決定、27米調整。3省調整に  
1ヶ月と見込み2ヶ月を要する。  
(必要に)

(2) 合同書に追加合意の付いた文書の作成、印刷に  
相当の期間(約2ヶ月)を要する。

(3) かつ、245の作業を5705施設府  
委員の教員、非常限雇工とした。  
(東京の防犯施設局の15台  
付いた10、23の施設・区域の付いた  
人員557名を有して2912576。  
提議)

88施設(100水区域の数は107か)

117E 記号は2の付加

多(10)の 提議準備を5705

沖島の施設府委員10、現在83名  
2名を)

(4) 付いた、0米内10、「施設・区域」  
提議準備作業の批准書交換の  
少(10)は10月前に完了した、この  
極秘の了解あり(1971年  
6月17日付 共同、ソ連復書簡)  
= 英に十分考慮する要あり。

(17) 以上に加えて、地主との話し合い(水区域  
の話し合い、沖島水区域の本土の漁業者等  
の同意取得の要あり)を5705  
の話し合いとする。また、反戦地裁  
に協成し、今後その活動の活性化が予想される。

2. 内務雇用への移行

(下の)

(1) 内務雇用移行の準備作業は、大別して(イ) 対米交渉、対労組協議、(ロ) 地方  
 労務機構整備 (対琉政関係)、  
 (ハ) 現地の移行業務処理 (対  
 送業員関係) に分たれる。

(2) 対米基本協定の、米別作業の予定は、  
 (対換方式の確定等)  
 2ヵ月遅延してこの朝番があり、明年  
 1月中旬に終了と見通しされている。

その後基本協定の結果により、全軍労の  
 了解を取り付けられたこと、  
 (とらえて)  
 1-10/1ヵ月を要する。(社会党の石橋  
 書記長、上佐員、市川滋評議員の相当  
 関心と、2022年に、  
 1-12

済む(曲)又、全軍との協力の結果、米別  
 と再調整を行なう必要が生ずることを予想された。

(2) 地方、地方労務機構の整備については、  
 (沖縄県職員) / 訓練  
 労務職員への必要員の確保等の  
 業務を進められたこと、  
 2ヵ月を要する。

(4) 現地の移行業務処理は、上記(1)の  
 基本協定の整備2025年1月には、  
 50人別職種、等級、学修の  
 (最終)  
 決定作業等に2ヵ月程度を要する。

(5) 詳細については別紙参照。

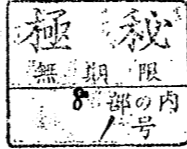
**取扱注意**

46.12.16.

間接雇用移行作業スケジュール (案)

事項	11 R-8	10 R-7	9 R-6	8 R-5	7 R-4	6 R-3	5 R-2	4 R-1	3 R	備考		
1. 中央協議・交渉等 (対米・対労組関係)	① 日米間基本協談		② 労組協談		③ 日米間再調整 (MLC, IHA, MC) (附属協定策定)					① 移行手続、給与等労働条件について協談と進めており、当初年内に大筋をまとめ予定であったが、給与切替等問題の交渉は難行している。(現給保険、円ドル換算等) ② 対労組協談は最低1ヶ月は必要とみられる。難行が懸念される。		
2. 地方労務管理機構の整備 (対琉球政府関係)	① 基幹要員研修 (於東京) 20 2名増15		② 要員の増加、庁舎・備品の取得		準備事務所 設立	労務設置				②③④ 琉球政府の準備を促進させるため、この準備事務所実施も日米間で正式化する措置を早期にとる必要がある。 ③④ 琉球政府にとって新業務であり、研修には十分意を盡す必要がある。		
3. 現地の移行業務処理 (対従業員関係)				③ 現地一般 要員研修	④ 移行業務研修	① 移行従業員名簿確定	② 個人別、職種、等級、号俸決定作業	③ 諸手当の申請受理、認定作業	④ 給与等労働条件通知書作成 通知 従業員より承諾書取付	⑤ 従業員台帳作成	⑥ 切替に伴う苦情処理	⑦ 各種準備作業
												⑦ 各種準備作業として主なものは例えば、 a. 各級にわたる調査 b. コンピューターによる給与計算準備 c. 給与支払方法、窓口の準備 d. 就業規則策定及び届出準備 e. 各種社会保険、税金関係資料引継と準備





沖縄の返還日を決定するための  
諸要因

昭和47. 1. 5  
外務省

1. P-3 (対潜哨戒機) の移転 (米側のとるべき措置)

(那覇空港の完全返還)

(1) 移転の概要

(イ) P-3 (1飛行隊) の普天間海兵隊飛行場  
への移転

普天間飛行場のパーキング用エプロン、  
要員のための宿舎、修理場、滑走路の補強  
等の工事を要する。

(ロ) V0-5飛行隊 (標的訓練等の任務をもつ) の嘉  
手納空港への移転 (いずれは普天間へ移転)

嘉手納飛行場のパーキング用エプロン、  
管理事務所等の工事を要する。

(ハ) Transient Jets (各種の通過する外来海軍機) の  
嘉手納空港への移転

嘉手納飛行場のパーキング用エプロン等  
の工事を要する。

(ニ) 上記(イ)の移転の結果、普天間の KC-130  
(海兵隊給油機) が岩国海兵隊飛行場へ移  
駐

岩国飛行場のパーキング用エプロン、ハンガー  
等の工事を要する。

(ホ) 上記(ニ)の移駐の結果、在岩国 P-3機は三  
沢飛行場へ移駐。

(2) 移転の経費 (日本側の予算措置を要する。)

(イ) 嘉手納飛行場 \$ 2,700,000

(ロ) 普天間飛行場 \$ 4,500,000

(ハ) " \$ 1,500,000

(ただし、前記(1)(ロ)の括弧内移転の場合)

(ニ) 岩国飛行場 \$ 5,600,000

(ホ) 三沢 " \$ 1,900,000

(以上のほか、付帯設備の工事のための経  
費が追加されえよう。)

2. 間接雇用移行のための諸準備

(1) 対米交渉と全軍労との協議

切換方式の確定等の対米協議は、米側作業  
が約2カ月遅延したという事情があり、さら

部内不致のため

に米側との了解の後全軍労とも協議を要することにかんがみ、なお2～3カ月の時日は必要とされる。

- (ロ) この間、地方労管機構の職員たるべき要員（沖縄県職員）の確保訓練の事務を進める要あり（約2カ月を要する。）
- (ハ) 個人別職種、等級、号俸の決定作業（最低2カ月を必要とする。）

（注）米側は、間接雇用移行によつて生ずる米側費用（当初の四半期分600～800万ドル）について、本会計年度中に予算措置を講じておらず、かつ、返還日が早ければ早いほど本土並み賃金にあわせるための米側出費が大きくなるとの問題点を指摘している。

### 3. 施設・区域の提供事務

- (1) 防衛施設庁において鋭意約40,000人へのぼる地主と軍用地の契約、締結を行なう。
- (2) 閣議決定を経た上、復帰日に開催される合同委員会において、提供の合意が行なわれることとなる。

（批准書交換の1カ月位前までには提供合意関係の文書作成作業を了しておく必要がある。）

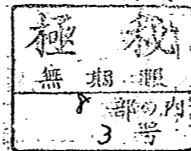
(3) これからの作業の大要は次のとおり。

(イ) 契約締結に少なくとも数カ月を要する。

(ロ) 88施設・区域の境界確定  
少なくとも3カ月を要する。（その他水域の問題もある。）

(ハ) 文書の作成、印刷の作業  
相当の期間を要する。

（上記作業を進めるに当り、反戦地主会等の抵抗、施設庁要員の不足等の事情があることが沖縄の場合の特殊事情としてあげられる。）



沖縄の返還日を決定するための  
諸要因

昭和47. 1. 5  
外務省

1. P-3(対潜哨戒機)の移転(米側のとるべき措置)

(那覇空港の完全返還)

(1) 移転の概要

(イ) P-3(飛行隊)の普天間海兵隊飛行場  
への移転

普天間飛行場のパーキング用エプロン、  
要員のための宿舎、修理場、滑走路の補強  
等の工事を要する。

(ロ) V0-5飛行隊(標的訓練等の任務をもつ)の嘉  
手納空港への移転(いずれは普天間へ移転)

嘉手納飛行場のパーキング用エプロン、  
管理事務所等の工事を要する。

(ハ) Transient Jets(各種の通過する外来海軍機)の  
嘉手納空港への移転

嘉手納飛行場のパーキング用エプロン等  
の工事を要する。

(ニ) 上記(イ)の移転の結果、普天間のK0-130  
(海兵隊給油機)が岩国海兵隊飛行場へ移  
駐

岩国飛行場のパーキング用エプロン、ハンガー  
等の工事を要する。

(ホ) 上記(ニ)の移駐の結果、在岩国P-3機は三  
沢飛行場へ移駐。

(2) 移転の経費(日本側の予算措置を要する。)

(イ) 嘉手納飛行場 \$2700,000

(ロ) 普天間飛行場 \$4500,000

(ハ) " \$1,500,000

(ただし、前記(1)(ロ)の括弧内移転の場合)

(ニ) 岩国飛行場 \$5,600,000

(ホ) 三沢 " \$1,900,000

(以上のほか、付帯設備の工事のための経  
費が追加されえよう。)

2. 間接雇用移行のための諸準備

(1) 対米交渉と全軍労との協議

切換方式の確定等の対米協議は、米側作業

が約2か月遅延したという事情があり、さら

部内不一致のため

に米側との了解の後全軍労とも協議を要することにかんがみ、なお2～3カ月の時日は必要とされる。

(ロ) この間、地方労管機構の職員たるべき要員(沖縄県職員)の確保訓練の事務を進める要あり(約2カ月を要する。)

(ハ) 個人別職種、等級、号俸の決定作業(最低2カ月を必要とする。)

(注) 米側は、間接雇用移行によつて生ずる米側費用(当初の四學期分600～800万ドル)について、本會計年度中に予算措置を講じておらず、かつ、返還日が早ければ早いほど本土並み賃金にあわせるための米側出費が大きくなるとの問題点を指摘している。

### 3. 施設・区域の提供事務

(1) 防衛施設庁において鋭意約40,000人へのぼる地主と軍用地の契約、締結を行なう。

(2) 閣議決定を経た上、復帰日に開催される合同委員会において、提供の合意が行なわれることとなる。

(批准書交換の1カ月前までには提供合意関係の文書作成作業を了しておく必要がある。)

(3) これからの作業の大要は次のとおり。

(イ) 契約締結に少なくとも数カ月を要する。

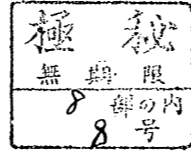
(ロ) 88施設・区域の境界確定

少なくとも3カ月を要する。(その他水域の問題もある。)

(ハ) 文書の作成、印刷の作業

相当の期間を要する。

(上記作業を進めるに当り、反戦地主会等の抵抗、施設庁要員の不足等の事情があることが沖縄の場合の特殊事情としてあげられる。)



沖縄の返還日を決定するための  
の諸要因

昭和47. 1. 5  
外務省

1. P-3 (対潜哨戒機) の移転 (米側のとるべき措置)  
(那覇空港の完全返還)

(1) 移転の概要

(イ) P-3 ( / 飛行隊 ) の普天間海兵隊飛行場  
への移転

普天間飛行場のパーキング用エプロン、  
要員のための宿舎、修理場、滑走路の補強  
等の工事を要する。

(ロ) V0-5 飛行隊 ( 標的訓練等の任務をもつ ) の嘉  
手納空港への移転 ( いずれは普天間へ移転 )

嘉手納飛行場のパーキング用エプロン、  
管理事務所等の工事を要する。

(ハ) Transient Jets ( 各種の通過する外来海軍機 ) の  
嘉手納空港への移転

嘉手納飛行場のパーキング用エプロン等  
の工事を要する。

(ニ) 上記(イ)の移転の結果、普天間の KC-130  
( 海兵隊給油機 ) が岩国海兵隊飛行場へ移  
駐

岩国飛行場のパーキング用エプロン、ハンガー  
等の工事を要する。

(ホ) 上記(ニ)の移駐の結果、在岩国 P-3 機は三  
沢飛行場へ移駐。

(2) 移転の経費 ( 日本側の子算措置を要する。 )

(イ) 嘉手納飛行場 \$ 2,700,000

(ロ) 普天間飛行場 \$ 4,500,000

(ハ) " \$ 1,500,000

(ただし、前記(1)(ロ)の括弧内移転の場合)

(ニ) 岩国飛行場 \$ 5,600,000

(ホ) 三沢 " \$ 1,900,000

(以上のほか、付帯設備の工事のための経  
費が追加されえよう。)

2. 間接雇用移行のための諸準備

(1) 対米交渉と全軍労との協議

切換方式の確定等の対米協議は、米側作業  
が約2カ月遅延したという事情があり、さら  
部内不一致のため

に米側との了解の後全軍労とも協賛を要することにかんがみ、なお2~3カ月の時日は必要とされる。

(4) この間、地方労管機構の職員たるべき要員(沖縄県職員)の確保訓練の事務を進める要あり(約2カ月を要する。)

(5) 個人別職程、等級、号俸の決定作業(最低2カ月を必要とする。)

(注)米側は、間接雇用移行によつて生ずる米側費用(当初の四學期分600~800万ドル)について、本会計年度中に予算措置を講じておらず、かつ、返還日が早ければ早いほど本土並み賃金にあわせるための米側出費が大きくなるとの問題点を指摘している。

### 3. 施設・区域の提供事務

(1) 防衛施設庁において鋭意約40,000人へのぼる地主と軍用地の契約、締結を行なう。

(2) 閣議決定を経た上、復帰日に開催される合同委員会において、提供の合意が行なわれることとなる。

(批准書交換の1カ月位前までには提供合意関係の文書作成作業を了しておく必要がある。)

(3) これからの作業の大要は次のとおり。

(1) 契約締結に少なくとも数カ月を要する。

(2) 88施設・区域の境界確定  
少なくとも3カ月を要する。(その他水域の問題もある。)

(3) 文書の作成、印刷の作業  
相当の期間を要する。

(上記作業を進めるに当り、反戦地主会等の抵抗、施設庁要員の不足等の事情があることが沖縄の場合の特殊事情としてあげられる。)

極 秘  
無 期 限  
部 の 内 号

アメリカ局長  
参 事 官  
北米才一課長

安全保障課長

沖縄の返還を決定するための  
諸要因

47.1.5  
外務省

1. P-3(社潜哨戒機)の移転(相対的な措置)  
(那覇空港の完全返還)

(1) 移転の概要

(1) P-3(1飛行隊)の普天間海兵隊飛行  
場への移転:

~~普天間飛行場の~~  
普天間  
航空機のパーキング用エプロン、要路のため  
宿舎、修理場等の増築、滑走路の補  
修等の工事等 (標的訓練等の任務に付)  
を要する。

(2) VC-5(輸送機)飛行隊の嘉手納空港へ  
の移転(これは普天間へ移転):

嘉手納飛行場  
~~航空機~~

航空機のパーキング用エプロン、管理棟  
事務所等の新築工事  
を要する。

(1) Transient Jetsの嘉手納空港へ  
の移転: (各種用途の外来機材)

嘉手納  
飛行場  
航空機のパーキング用エプロン等の  
新築工事等  
を要する。

(2) 普天間のKC-130(海兵隊給油機)  
(上記移転の結果)

(1)の  
が岩国海兵隊飛行場へ移駐:  
岩国飛行場の

航空機のパーキング用エプロン、ハンガー  
等の工事等を要する。

(3) 上記(2)の移駐の結果、在岩国  
P-3機は三宅飛行場へ移駐。

(2) 移転の経費 (日米側の予算措置を要する)

(1) 嘉手納飛行場 2,700,000

(2) 普天間飛行場 4,500,000

(ハ) " 1,500,000

(但し、前記(1)、(2)の括弧内移転の場合。)

(ニ) 岩国飛行場 5,600,000

(ホ) 三沢 " 1,900,000

(以上(1)及び(2)の付帯設備の工事のための経費が追加される。)

2. 直接雇用移行のための諸準備

(1) 対米交渉と全軍協力の協定

切替方式の確定等の対米協定は米側作業が約2ヶ月遅延したという

(部内不一致のため)

外務省

GA-9

事情があり、米側との了解の後全軍協とも協定を要することになり、なお幾(2~3)

ハの時日<sup>は</sup>を決定する。

(ロ) 29日、地方労働機構の転移を

へ必要(沖縄県職員)の確保訓練の業務を進め要する。(約2ヶ月を要する)

(ハ) 個人別職種、等級、号俸の決定作業。(約2ヶ月を要する)

3. 施設区域の提供準備 (の整備準備を要する)

(1) 施設区域に於いて(約10,000人)に於ける地主と軍用地

(2) 協議決定を経て上、復帰日に前催される合同委員会において提供の合意が

行なわれることになり。

(批准書交換の1ヶ月後には作成作業を了す)

提供合意割定(米側)は2ヶ月米側で合意

(批准書交換の1ヶ月後には作成作業を了す)

外務省

註

米側は、直接雇用移行のための諸準備(米側作業)は約2ヶ月遅延したという



記載が必要である)

② (2) 二つから作業の概要は次の通り。

✓ (1) 契約締結の少くとも数回を要する。

(2) 88施設区域の境界確定

3ヶ月を要する。(4.10.10区域の調査)

(1ヶ月程度)

(3) 文書作成、印刷の作業

約2ヶ月を要する。

相当の期間

(上記作業に進むに当り、反戦地主  
会等の抵抗、施設要員の不足等

<sup>a</sup> 事情があることが押込の場合の特

殊事情としてあげられる。

1/8 總理

2/8 福田大臣

3/8 水田大臣

6/8 ✓

7/8 ✓

8/8 水田

XX  
4.2.24

Handwritten signature

Handwritten signature

Handwritten signature

4/8 水田 (7H)

5/8 水田 (7H)

8-1  
8-2  
8-3 } 7P1V